

Title	Y・ A・ シュラトフ(Yaroslav Aleksandrovich)君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.5 (2010. 5) ,p.157- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100528-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

価値をいささかも損なうものではない。本論文の審査員一同は、一致して本論文が博士号（法学）（慶應義塾大学）にふさわしいものと判断する。

平成二二年二月一六日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	小林 良彰
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	小此木政夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	片山 善博

Y・A・シユラトフ (Yaroslav Alek-sandrovich Shulatov) 君学位請求
論文審査報告

はじめに

シユラトフ君が博士学位請求のために提出した論文は「日露戦争後から第一次世界大戦にかけての日露関係（一九〇五—一九一四）」と題するものである。この時期の日露関係史を対象とした研究は、ロシア国内の諸党派の外交政策をめぐる対抗を主題としたもの（I・V・ベストウージェフ）や、極東の国際関係を扱うもの（S・S・グリゴリツェーヴツチ）、あるいは日本の大陸政策をめぐるもの（北岡伸一、小林道彦、T・マツサカ）など、周辺領域を対象とする研究を除けば、日本でもロシアでも多いとは言えない。しかも双方の研究は、同時期の関係についてきわめて対照的な解釈を示してきた。ロシア側では日露（ソ）外交関係史研究の重鎮レオニード・リクタクフの概説書「ロシアと日本」（ナウカ・モスクワ、一九八八）が示すごとく、両国関係が同時期に敵対から協調へと転換したのは、ロシアのツァーリ政府が日本側の圧力に屈した結果である

と説明してきた。他方、日本の研究では吉村道男の『増補日本とロシア』（日本経済新聞社、一九九二）に見られるように、一九〇七年から一九一六年までの期間は「日本の外交史上異例ともいうべき」日露提携が行われた時期であったと解釈するのが一般的である。戦争を終えた両国は、一九〇七年以降、中国に対する利害が一致したことから友好関係に向かったと言うのである。

こうした異なる解釈が保持されてきたのは、長い間、双方の歴史史料を突き合わせて歴史像を示す作業が不可能であったことに起因する。近年になってロシア側史料の利用が一般の歴史研究者にも可能になったことから、ようやく両国の歴史研究の対照的な理解をつき合わせる機会が到来したと言える。この事実がいち早く気づいたロシアの研究者は、日本語史料をも利用して日露間の強調面をも視野に入れた研究を発表し始めた。本研究も、まさにこうした近年の研究潮流の一角を構成するものであり、その意味でシユラトフ君の研究はロシアの研究史において近年登場した修正学派に属するものである。しかしこの点は、日本の研究史の観点からすれば、それ自体として特別意味を持つものではない。むしろ同君の研究において評価すべき点は、先行する比較的新しいロシアの研究とも異なり、ロシア側

の軍事面をも視野に入れて日露関係を包括的に分析した点にある。敵対から同盟へと至る転換がとりわけ両国の軍部において真剣な対応を呼び起こしたことは容易に想像されるところである。この面での検討を抜きにして、この時期に生じた両国関係の変化を十分に把握できないことは自明である。シユラトフ君の研究はロシア軍部の対日観の変化を詳細に論じることによって、日露両国の相互関係の複雑な在り様を説明しようとしたのである。

以下、内容に立ち入って検討する。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序論

第1章 日露関係の正常化及び経済関係の復帰（一九〇五—一九〇七）

1 節 ポーツマス講和条約の実行と戦後処理

2 節 日露経済関係の回復

1. 2. 1. 新通商航海条約締結

1. 2. 2. 主要な経済的問題としての漁業協定

第2章 日露協力の基盤成立（一九〇五—一九〇七）

1 節 日露関係における朝鮮問題

2 節 東アジアにおける軍事・パワー・バランス、国際情

勢と日露協力基盤の出現

2. 2. 1. 軍事面における日露関係
2. 2. 2. 極東における国際情勢と第一回日露協約
- 第3章 一九〇七—一九一〇における日露関係の動向
- 1節 ロシア陸海軍、外交官及びロシア極東指導部から見た「日本脅威」
- 2節 満州をめぐる列強鬭争の激化と日露接近
- 第4章 日露同盟への道（一九一〇—一九一四）
- 1節 日露二国間関係の積極化
- 2節 ロシア軍部及び政界による日本観の変動

結論

二 各章の評価と批判

第1章第1節はポーツマス講和条約に基づく戦後処理の過程で生じた問題を取り上げている。戦後、日露両国間では、軍の満州からの撤収問題、軍の撤収と東清鉄道南満州支線の授受（「引渡」の方が、適切であろう）の二点を定めた四平街覚書の廃止問題、寛城子駅所属問題、サハリン・樺太島における国境画定問題、双方の捕虜の扶養経費の補償問題、そして戦時に損害を受けた個人資産の補償問題が討議された。シュラトフ君は、これらの問題を順に取り上げ、このうちで速やかな協力関係が築かれて実施に

移されたのはサハリン・樺太島の国境画定問題のみで、他の問題の処理では競争的、もしくは対立的側面が見られたことを明らかにしている。

続く第1章第2節では、上記のように決して円滑とは言えない形で始まった戦後の両国関係が、日露通商航海条約と漁業協定をめぐる交渉にそのまま反映されたことを論証している。まず前者の通商航海条約交渉では、戦後の現実に即して満州と極東方面における経済権益の拡大を図る日本側の条約案に、ロシア側が多くの不満を抱いた事実が示されている。ここで特に意見の対立を引き起こしたのは、遼東半島租借地とロシア本国の間で輸出入される製品に対してロシア側が課する関税の問題と、松花江（スンガリー川）における日本航船の自由航行権の問題であった。ロシア側は関税賦課の問題では、輸出入品に関税を課さないと、ブリアムール地方のみならずシベリアの大部分が日本の経済的影響下に置かれるのではないかと危惧した。また第二の松花江（スンガリー川）問題では、ロシア側は、日本船の航行を認めれば、ロシアの国威に損害を与え、極東地域における勢力バランスを崩し、清国の外交政策を親日的で反露的なものにするのではないかと警戒した。結局、双方は松花江（スンガリー川）における日本船航行問題では合

意に至らず、関税問題でのみ妥協点を見出した。シュラトフ君によれば、こうして一九〇七年七月に締結された新通商航海条約は経済的意義よりも政治的意義を有するものであった。

後者の漁業協定をめぐる交渉も、日露両国の認識の隔たりを示すものとなった。日本側は、ポーツマス条約で獲得したロシア沿岸部における漁業権に、魚以外の生物の捕獲も含めるよう求め、さらにロシア極東海域沿岸地域の無制限の利用を日本人水産業者に許すよう要求したが、ロシア側は、これはポーツマス条約の内容を大きく超えるものであるとし、強く反発したのである。交渉は難航し、上述の松花江（スンガリー川）の航行をめぐる意見の対立もあって、一九〇六年一月二七日開催のロシアの国防会議において軍部が日本は近い将来に対露開戦を計画しているという認識を示す事態が生じ、日露関係は危機的状态に陥った。しかしその後一二月末にイズヴォリスキー外相と本野一郎公使が会談し、妥協点を見出すことに成功した。ロシア側は漁業分野において日本側に幅広い権限を与えることを認めたが、日本の漁師はロシア側が決定する漁区でのみ漁を行うことができるとする規定を利用して、その活動を抑制しようとした。また、ロシア政府は、日本の漁業関係者に

対し、印紙税、漁区免許税等々の税を課した。こうして、通商航海条約と同時に漁業協定が締結された。シュラトフ君は、この漁業協定は日本側が経済関係で最も重視したものであったので、その締結は大きな意味をもったと評価している。

全体的にみれば、第1章は日露両国間で戦後に生じた問題を関係正常化に向かう中での一過的性格を持つものとみなさず、むしろ強い相互不信の中で進行した小さな軋轢の連鎖と捉えた点が新しい解釈だと言えよう。

続く第2章第1節は朝鮮問題を扱う。シュラトフ君によれば、ロシア側の理解では、ポーツマス条約でロシアは韓国における日本の特別な権利を認めたが、それは自らが朝鮮半島から完全に手を引くことを意味するものではなかった。このような観点に立つロシア側は、日本による韓国保護国化の過程に強い関心を示し、第二次日韓条約が締結される一九〇五年一月前後には、上海、ソウル、北京などにあった外交官がこの問題に関する幾つもの報告を本国に送っていた。シュラトフ君は、それらの報告と日本側の公式記録を対照し、条約締結の過程を歴史的に確定しようとして試みている。それによれば、第一に、十一月十七日午後の韓国の御前会議に出席した八人の閣僚が全員この条約に反

対したとするパーヴロフ元駐韓公使の報告は真実とは認め難いが、かなりの閑僚が反対であったことは確かであった。第二に、「ロシア、日本及び和訳された韓国側の史料を総合的に分析すると、韓国の国璽が日本側に奪われた可能性は非常に高い」という。第三に、ロシア語の報告書による限り、韓国皇帝高宗は朴外相に対して日本との妥協の途を指すよう命令したが、最終的な決断は自分にあると考えており、「調印された条約に反対していたことは確かだと思われる」と主張している。

以上の三点について言えば、第一点と第三点は日本の研究者海野福寿『韓国併合史の研究』（岩波書店、二〇〇〇）で示された解釈とさして違わない。第二点については海野は、問題になったのは国璽ではなく朴齋純（パク・チェスン）外相の邸璽（職印）のことで、これが不法に日本側に渡されたとする説は支持できない旨を記している。（同書、二一五～二一六ページ、及び二二〇～二二一ページ脚注44）。評者には、この点でのシユラトフ君の記述は海野説批判としては不十分に見える。しかし、本論文の全体的意味合いからすれば、むしろロシア政府が日本の韓国保護国化の動きをきわめて批判的に見ていた事実を史料によって確認した点が重要であると言えよう。

この後、実際に日本が韓国の外交権の剥奪を進めると、ロシア政府は強く反発した。アメリカやイギリスなど列強の外交使節がソウルから撤退する中で、ロシア政府は総領事と代理公使を任命しようとしたばかりか、日本政府がロシアの韓国駐在領事の認可状を発行する主体であるべきだとする日本側の主張をそのまま受け入れなかった。ロシア政府の見解では、認可状の発行には韓国皇帝高宗も関わるべきとされていた。そこで、ロシア政府は一九〇六年春にヨーロッパ列強にこの問題についての見解を問い合わせた。しかしその結果は、ロシア政府の思惑を裏切るものであった。既にヨーロッパ列強とアメリカは、韓国問題で日本の立場を支持することを決めていたことが明らかになったのである。この結果、ロシア政府はその主張を取り下げざるを得なくなった。以上の経緯を捉えてシユラトフ君は、日本は韓国問題をめぐるロシアとの対立を考えて外交的に完璧に準備し、ロシアの対抗を封じたと評している。ロシア側の動向分析に基づく興味深い指摘と言えよう。

ようやく一九〇六年四月から五月にかけて、ロシア政府は対韓政策を転換し始めた。シユラトフ君によれば、この転換はヨーロッパ情勢と深く結びついていた。すなわち、ロシアはその国内情勢と欧州情勢の変化からイギリスとの

関係改善を選択したのであるが、それに伴う形で対日関係の安定化を目指した。こうして、ロシア政府は一九〇六年七月末までに、日本との関係を正常化するために対韓関係を犠牲にする新方針を確定したというのである。

以上のごとく、第2章第1節は日露関係に朝鮮問題が持った意味を正面から取り上げ、両国の緊張した関係を明瞭に描き出した。

続く第2章第2節は、前半でロシア軍部の動向に注目して両国関係の新展開の端緒を分析し、後半では第一回日露協約に至る過程を検討するものとなっている。

まず本節前半部では、主に一九〇六年五月に設置されたロシア海軍軍令部の戦力分析と、ロシアの在外大使館・公使館付の武官や財務官の報告を利用して、ロシア軍部の動向を検討している。シュラトフ君によれば、軍令部は、次の日露戦争の際に最も重要な意味を持つ海軍力で、ロシア側は圧倒的に弱体だと明瞭に認識していた。しかも、日本が極東地域において既に競争相手がいない状態にあるにもかかわらず、大規模な海軍拡張計画を進めていることに不安を抱いていた。さらに軍令部にとって、第二次日英同盟が軍事力の対比以上に重要な意味をもった。つまり、ロシア側としては、一九〇五年に締結された同条約の有効期限

が続く間は、日本と戦う場合にはイギリスとも交戦することになるといふ事実を前にして、軍事的に日本に対抗することは不可能だとみなしていたというのである。

他方で、この時期のロシアの在外大使館・公使館付武官、財務官の報告は、彼らが日本の財政の窮迫状況を明確に認識していたことを示していた。この認識から、彼らは近い将来には日本が戦争を起こすことはないと考えた。しかし同時に、彼らは厳しい財政状態をもとめせず日本政府が強力に進める陸海軍の増強に不安を強めていた。たとえば一九〇七年一月に軍令部外国統計局が作成した文書は、この事実を重視して日本は対露戦争を準備していると結論づけ、果たしてそれが日本単独のものか否かを明らかにしなければならぬと書いていた。ロシア側は、清国がロシアを満州から排除する目的で日本と提携するのではないかと恐れていたのである。このようなロシア軍部の状況認識は日本側史料からではうかがうことができないものだけに、興味深い指摘だと言えよう。

シュラトフ君によれば、当時のロシアの陸海軍の首脳部は、総じて日本が新たな対露戦争に踏み切る可能性が高いと考えていた。当時のロシア軍部が日本に抱いた以上のような脅威認識と、上述した日本に軍事力で対峙することが

不可能だとする認識、さらに日本の財政的窮迫状態についての理解が結びつくことによつて、ロシア軍部は対日関係の正常化と平和的發展の可能性を考えるようになったというのである。

続けて本節の後半部で、シュラトフ君は日露関係の正常化から接近へと至る過程を検討している。ここで大きな意味をもつたのは、ロシア側では一九〇六年五月（当時のロシア暦では四月）に外相としてイズヴォリスキーが登場したことであった。彼は前任のラームズドルフと異なり、イギリス、日本との協調を志向する人物であった。他方日本側でも、この時期には清国、イギリス、アメリカとの関係に緊張が見られるようになり、ロシアとの関係の改善を検討する動きが出てきた。シュラトフ君は、日露協力を目指す動きは、こうして日露双方から出てきたもので、どちらが提案したとは言えないとする。その上で、一九〇七年一月二五日付で山縣有朋が西園寺首相に宛てた書簡において日露関係の改善の必要を唱えている事実と、二月一八日付のロシア外務省文書が「対日妥協の可能性」について検討している事実を併せて紹介している。この時期までに、双方では接近へ向けた動きが始まっていたというのである。

しかし、ロシア側にはもう一つの問題があった。軍部が

依然として日本に強い不信感を抱いていたのである。このために、イズヴォリスキー外相は一九〇七年一月から二月にかけて何度も国防評議会において日本との戦争は回避できると報告せざるを得なかった。彼の意見は、極東におけるロシアの現状を保持するために日露間に協商関係を創り出すことが必要だというものであった。これとは別に、五月に日仏協約の締結が決まって、日露の接近は強い追い風を受けた。こうして、ロシア側では最終的に六月二十七日に開催された特別審議会で対日協約の最終案が採択された。この特別審議会でイズヴォリスキーは、日露間の協約はロシアの立場を強め、同時に日本の拡張主義的政策を抑制すると説明した。また、ポーツマス講和条約後の清国東北部における競争状態はロシアに不利であり、勢力圏の分割の方が望ましいとも指摘した。この審議会に出席した陸軍大臣や参謀総長もこの外相の説明を了承したのである。この決定を受けて、七月三〇日に日露協約は調印された。

以上、シュラトフ君の第一次日露協約締結に至る過程の分析は専らロシア側の動きを対象にしている。ここでシュラトフ君は、ロシア側の動き、とりわけ軍部の複雑な対日認識を解明し、ロシア側が、積極的であったわけではなく、他に策がない状態で対日関係の改善に向かったことを示し

ている。ただし、その分析は日本における研究としては些か物足りなさを覚える。日本側の動きを加えることによって、双方の関係をより動態的に示すことができたのではないかと考えられるからである。

第3章第1節は、第一次日露協約後もロシア軍部に残り続けた日本脅威論を扱う。シュラトフ君によれば、ロシア軍部は日露協約の後も日本との戦争の可能性を考えていた。この事実を何よりもよく示すのは、一九〇八年初頭にドイツ海相と軍令部が用意した「一九一八年までの極東における戦争の準備のための政策措置」と題する文書と、同じく一九〇八年に参謀本部総局が作成した「国防総合計画及び実施方策」と題する文書である。これらの文書においてロシア軍部は、極東方面向けの艦隊の建設やその輸送ルートへの調査の必要性を指摘し、また日本及び清国の陸軍構成とロシア側の配備軍の構成を検討していたのである。しかも対日脅威論は、首都の軍首脳部よりもさらに強くシベリア・極東方面において唱えられていた。シュラトフ君によれば、一九〇八年と一九〇九年に、ロシア領極東地域の指導的軍人たちは、ペテルブルグの軍首脳部に宛てて強い日本脅威論を表明していたのである。彼らは日本が満州に進める鉄道建設や道路整備などの動きを通じていたために、

日本の脅威に敏感であったと言っているのである。こうした圧力を受けて、一九〇九年一月にはスホムリノーフ陸相やヴォエヴォドスキー海相がストルイピン首相やイズヴォリスキー外相に向けて、日本の戦争準備について注意を促す文書を送り、二月一日にニコライ二世が特別審議會を召集して極東の軍事情勢を討議する事態にまで至ったのである。シュラトフ君が示す以上のような状況は、これまで日本の研究者が日本語史料に基づいて示してきた両国関係の様相とかなり異なっている。一言でいえば、シュラトフ君は、ロシア軍部が引き続き強い懸念を抱きつつ日本の動きを見守っていた事実を明らかにしたのである。

続く第3章第2節は満州をめぐる日米関係の変化を背景にして、日露両国が接近していく過程を跡づけている。ここでの日米関係の変化とそれをめぐる列強の動きについての記述は、ロシアが日米関係に鋭敏な眼差しを向けていた点を除けば、先行研究の域を超えるものではない。しかし、これを受けたロシア国内の政治的対抗関係についてのシュラトフ君の分析は、これまで検討されてこなかった事実を明らかにしている。すなわちシュラトフ君によれば、一九〇九年春の時点で、ロシア軍部の一部には対日協力の動きが起こっていた。しかし、それでもロシア国内には日本の

積極的な対中政策に対する不安が強く残っていた。こうした中で、日露接近の原動力となったのはイズヴォリスキー外相とココフツォフ蔵相であった。彼らが軍部やプリアムール総督の対日警戒心を抑えつつ、対日接近をすすめたというのである。たとえば、ストルイピン首相は当初はプリアムール総督の日本脅威論に影響を受けていたが、外相と蔵相に意見を求めるうちに、次第に彼らを支持するようになった。またニコライ二世も、外相の働きかけで一九〇九年一二月初頭には日本との協約に入る方針を支持するようになった。さらにイズヴォリスキーは、軍首脳に対して日本の軍備増強は対露戦争のためではないと説明し、またプリアムール総督には対日関係では余計な不安を煽るべきではないと注意を促した。こうして、ロシア側は日本との協力姿勢をめぐる国論を統一し、一九一〇年一月にノックス國務長官の満州鉄道中立化案を拒否する日露共同の回答に至ったというのである。

さらにシユラトフ君によれば、ノックス案に対する日露の回答を留意する過程で、日本側はより積極的な日露提携を目指すようになった。具体的には、一九一〇年一月から四月にかけて、日本側は中国分割について討議する希望を表明したり、日露同盟を打診したりするようになった。つ

まり、この時期の日露の接近は日本側が原動力となったのであり、アメリカの満州への進出の試みは、日露接近を加速させたに過ぎなかったというのである。

以上第3章を全体的に見れば、シユラトフ君の検討はロシア側の国内諸集団の対日政策をめぐる対抗関係を説明することによって、ロシア側の対日政策の変化を非常に明瞭に描き出したと言える。これまでの日本の研究は、田中直吉の「日露協商論」(植田捷雄編「近代日本外交史の研究」(有斐閣、一九五六)所収)に典型的に見られるように、外交交渉を中心に第二次協約の成立過程を示してきたので、シユラトフ君はここで新しい分析視角を切り開いたと言える。また、日本側の対露接近に向けた積極的な動きを示すことで、両国関係の変化がロシア側ではなお国内に異論を含みつつ進んだと主張する点も、これまでの日本の通説的解釈に修正を迫るものである。ただしこの主張はもっぱらロシア側文書に依拠しており、日本側文書との対比が十分だと言わねばならない。

第4章第1節は、一九一〇年の第二次日露協約前後に日露両国が日露戦争の戦後処理として残っていた諸問題を解決し、一九一二年七月の第三回日露協定に向かう過程を扱う。この時期になって初めて、両国は戦後処理として残っ

ていた幾つかの問題（ロシア側病院船の返還問題とロシア個人資産の賠償問題）を解決し、さらに一九一一年には満州における鉄道連結問題や、貿易・産業資産の保護について協定を締結することに成功した。ここでシュラトフ君は、日本の国際関係の悪化を背景として、一九一一年春以降に山縣有朋、桂太郎、小村寿太郎など日本側外交指導者がロシア大使との会談において日露接近に強い意欲を示したことを明らかにしている。さらに一九二二年六月には、ヨーロッパ外遊を前にした桂は、中国問題について、日本は日露間の協力を日英同盟以上に重視していると述べたというのである。また、モンゴル問題でも日露両国は協議を重ね、第三次日露協約が締結された一九二二年七月には、両国は秘密の覚書を交わして、福建省における日本の利益と中国西部におけるロシアの利益を相互に承認した。シュラトフ君によれば、こうした事実は、日本が日英同盟よりも日露提携を重視するようになったことを示していると言ふ。しかし、ここでのシュラトフ君の記述は辛亥革命前後の中国情勢をめぐる両国関係を日本側文書と対比して分析していないために、必ずしも説得的とは言えない。また、日本の研究では、モンゴルをめぐる秘密覚書については、日露両国政府がそれぞれ英仏両国に調印前に内容を告知し

ていたとされており、秘密覚書の調停をもって日本側が日英同盟よりも日露提携を重視した証左だとは言いがたいように思われる。（田中直吉、前掲論文三三四二ページ）。こうした疑問が残るとは言え、ロシア外交文書に基づいて日本側の対露接近姿勢を裏付けた点は、今後、第一次大戦期に至る両国関係を考える上で重要な論点を提示したことは確かである。

第4章第2節は、ロシア側軍部の対日観を検討している。シュラトフ君によれば、一九一〇年以降暫くの間、ロシア領極東の軍部は中国との関係の悪化に重大な関心を寄せるようになり、日本の脅威をあまり問題にしなくなった。一方、ロシアの在外武官たちは依然として日本の海軍力の増強について警戒し続けたが、彼らは、増強はロシアに向けられたものではなく、アメリカに向けられたものだと思認するようになった。彼らはまた、日本の財政難をよく理解していた。ところが、こうした動きはそのまま進んだわけではなく、ロシアの在外武官たちは、第一次大戦の直前になると、再び日本はロシアを仮想敵国としているとする意見を本国に送るようになった。ロシア軍部の中央機関もこのような意見に同調するようになった。シュラトフ君によれば、こうした認識の変化の背景には、日本の陸相や商務

相が放ったロシア敵視の発言があった。それでもほぼ同時に、両国の軍部の代表の間では日露同盟関係の構築を目指す討議もなされていた。要するに、日露両国は、二国間の安定した関係を生まないままに第一次世界大戦を迎えたというのである。こうした状況は、第一次大戦開始後に日本がロシアの敵国であるドイツとの戦争を宣言することでようやく変化し、日露両国は事実上の同盟国になるのである。

以上、第4章は全体として、日露の接近はロシア側の対日観が次第に改善した結果だとする日本側の通説的解釈を批判し、第一次大戦の勃発までかなり不安定なものであったと主張している。また、この時期の日露両国の接近は日本側が原動力となって進んだものであったとする解釈を示している。こうした主張はいずれも、ロシア側の対日関係改善の意欲が、これまで考えられてきたほど確たるものはなかったことを明らかにした点できわめて興味深い。しかし問題は、前節において述べたように、これらの主張が必ずしも両国の文書を対比した上で提示されていない点にある。この点は、本論文を出版する段階で補足し、説得力を高める必要があると思われる。

最後にシユラトフ君は、検討時期の日露関係は、ロシア

を通じて第一次大戦前夜のヨーロッパの勢力配置に大きな影響を与えた事実を指摘し、その歴史的解明の重要性を指摘している。また、これまでの日本側の通説的解釈はロシア側の複雑な事情を考慮しておらず、不十分であったと主張している。より具体的には、日露戦後の諸問題が未解決のままに長く残されていた事実や、ロシア軍部が長く対日警戒心を抱き続けた事実を十分に捉えていないというのである。シユラトフ君の最終的な結論は、当該時期に日露双方の上層部は密接な関係を生み出そうとしたが、特に軍部に非常に強い不信任感が残り続けたために、「同盟国」観と「仮想敵国」観の交錯を特徴とする関係が生じていたというものである。

三 結論

以上、論文内容を詳しく検討してきたが、本論文の最大の学問的貢献は、日露戦後から第一次大戦の勃発時までの日露関係を、ロシア国内の視点を重視して包括的に解明した点にある。特に、ロシア軍部の対日観を対象時期全体にわたって明らかにした点は非常に大きな功績だと言える。またこの過程で、外交問題としての日露通商航海条約交渉と漁業交渉、朝鮮問題をめぐる紛糾、ロシア側の日本海軍

力についての分析、ロシア側の日本と清国の対露提携に対する懸念、イズヴォリスキー外相の対日関係改善に向けた活動、ロシア領極東地域の軍人たちの日本脅威論、日本側指導層の対露接近を示す言動などを明らかにし、両国関係の実態に迫った点も学問的貢献として高く評価されるべきであろう。加えて全編の叙述に通底する日露両国の政治・軍事セクターにおける地政学的敏感さへの着眼と、その論理を重視していることを高く評価したい。

他方で、韓国保護国化を目指す日本側の動きや、第二次日露協約の締結は日本が主導したとする解釈、さらに、第三次日露協約の秘密覚書の締結をもって日本側の日英同盟に対する態度の根本的变化を見る説は、着想は評価するものの、日本側文書の十分な検討を伴っておらず、必ずしも説得力を持つものとは言えない。さらに、世界政治の対立軸がウィーン会議以来長きにわたった英露対立から、日露戦争後に英独対立に大きく転換し、それが生み出した国際関係の変動が日露関係に与えた影響については、今少し詳しく議論してもよかったのではないかと思われる。また、誤字や日本語表現の稚拙さも目に付かないわけではない。しかしながら、本論文が日露両国の文書館史料を駆使して、日露戦後の時期についての両国の歴史学の解釈の違いを克

服しようとした本格的歴史論文であることは疑問の余地がない。また、上に指摘した問題点も、今後本論文を出版する段階で加筆・修正することが可能だと判断される。以上から、審査員一同は、シュラトフ君に博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与することが適当だと判断するものである。

二〇一〇年二月一七日

主査	慶應義塾大学法学部教授	横手 慎二
副査	慶應義塾大学法学部教授	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学法学部教授	玉井 清
副査	慶應義塾大学法学部教授	玉井 清